平成２６年（フ）第２４１号
静岡県伊豆の国市南條196番地の１高野コーポ503
破産者　株式会社丸与産業土木
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
大津市仰木の里東８丁目10番５号
破産者　エイム株式会社
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６９２号
兵庫県尼崎市竹谷町２丁目183番地リベルＢ―54
破産者　有限会社ポム・ド・テール
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５号
兵庫県西宮市北六甲台４丁目16番６号
破産者　有限会社プラス・デ・フェット
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３号
兵庫県西宮市甲子園口５丁目10番２号
破産者　株式会社追新
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４６５号
岡山市北区今保265番地７アイボリーハイツＣ棟103、旧住所岡山市南区妹尾795番地12
破産者　大石　雄二
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１７号
大阪市大正区平尾４丁目18番13号アサカマンション202号、開始決定時の住所岡山市北区西之町８番９号
破産者　矢野　利子
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１号
広島県三原市本郷町上北方360番地
破産者　島本建設株式会社
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第８号
大分市東浜１丁目12番17号
破産者　大東工業株式会社
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８８７号
福岡市南区柏原６丁目55番３号
破産者　有限会社サンフーズ
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２７３号
福岡市博多区住吉２―13―６アーバンハイツ住乃江307、登記記録上の本店所在地福岡市博多区博多駅前２丁目９番28号福岡商工会議所ビル９階
破産者　株式会社オルトクオ
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０９４号
福岡市西区小戸２丁目12番43号
破産者　株式会社ネット情報サービス
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２２９号
福岡県春日市昇町６丁目57番地エスポワール
破産者　株式会社モアイディア
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５９号
静岡県富士市原田1169番地
破産者　斉藤物産株式会社
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第８０号
福岡市中央区渡辺通２丁目１番27号
破産者　福岡オフィスマシン株式会社
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２６５号
福岡市中央区大名１丁目８番35号
破産者　株式会社エンタ
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１１３号
札幌市西区二十四軒１条３丁目４番地
破産者　株式会社丸崎商店
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１１号
栃木県宇都宮市細谷町642番地　県営細谷住宅11号棟16号室、前住所栃木県矢板市乙畑1846番地
破産者　オフィス杉山こと杉山建設こと　杉山　久雄
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５５７号
栃木県宇都宮市豊郷台２丁目47番地２
破産者　堀部　剛仁
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９号
神奈川県横浜市栄区上之町20番８号
破産者　鎌倉雅株式会社
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０号
栃木県矢板市東泉227番地３　ラフレシールアンジュＡ203号、前住所神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目11番25～301号
破産者　大塩　直美
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係